

水田等の有効活用による食料自給力・自給率の向上対策

【多収性稲種子の安定供給支援事業 58百万円】

対策のポイント

水田等を有効活用し、米粉・飼料用米、麦、大豆等の需要に応じた生産を拡大する取組を支援します。

(食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

<内容>

多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲について、種子の安定供給に向けた都道府県段階の次の取組を支援します。

(1) 種子の需要調査、生産計画の策定

新規需要米の生産状況を把握し、種子需要の見通しに基づく生産計画の策定を推進

(2) 種子生産の技術指導

多収性稲種子の安定的な生産を行うため、種子生産団体等への技術指導を実施

(3) 種子の安定供給システムの構築支援

種子の需要量の変動に対応して安定供給を行うため、生産された種子の一部を活用して種子供給量を調整する仕組みを構築

多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

担当課：生産局農業生産支援課 野口(03-3597-0191(直))